

平成30年度第2回流山市広告物審議会議事録

目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び職員	1 ページ～ 2 ページ
3	諮問した案件	2 ページ
4	傍聴者	3 ページ
5	議事の概要	3 ページ～ 12 ページ

1 開催日時及び場所

日 時：平成31年1月31日（木）

午前10時00分から午前11時45分まで

場 所：流山市役所第1庁舎3階 庁議室

2 出席した委員及び職員

(1) 審議会委員

横内 憲久（学識経験者）・・・会長

山中 新太郎（学識経験者）・・・副会長

海老原 広幸（広告物業を営む者）

野上 貴広（関係行政機関の職員）

田中 庸子（市民等）

坂 仁美（市民等）

間宮 瑞代（市民等）

(2) 職員

都市計画部部长	武田 淳
都市計画課課長補佐	駒木根 勝

都市計画課都市計画係長	松田 賢
都市計画課職員	向山 浩史
都市計画課職員	西山 直勝

3 諮問した案件（※前回からの継続審議のため、議案は前回と同じ）

- 第1号議案 屋外広告物等の許可基準について
- 第2号議案 適用除外となる屋外広告物等の基準について
- 第3号議案 特定屋内広告物の基準について
- 第4号議案 高速自動車国道の区域、道路のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域について
- 第5号議案 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然景観を害するおそれがあると認めて指定する区域について
- 第6号議案 その他市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所について
- 第7号議案 道路の石垣及び擁壁並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて
- 第8号議案 信号機、道路標識及び道路の防護柵並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて
- 第9号議案 電柱、街灯その他これらに類するもので市長が指定するものについて
- 第10号議案 煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで市長が指定するものについて
- 第11号議案 規則で定める適用除外となる屋外広告物等について
- 第12号議案 届出が必要となる特定屋内広告物の規模について
- 第13号議案 屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者について

4 傍聴者

0名

5 議事の概要

第1号議案、第2号議案、第3号議案

第1号議案「屋外広告物等の許可基準について」

第2号議案「適用除外となる屋外広告物等の基準について」

第3号議案「特定屋内広告物の基準について」

第1号議案、第2号議案、第3号議案は関連があるため、一括して説明を行った。

【概要】

第1号議案、第2号議案については、流山市広告物条例施行規則（以下「市条例規則」という。）別表第1、同別表第3、及び流山市広告物条例ルールブック（案）を用い、屋外広告物等の許可基準及び、適用除外となる屋外広告物等の基準について、事務局より説明を行う。

千葉県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）及び同施行規則の規定と流山市景観計画（以下「景観計画」という。）の屋外広告物等に関する規制をそれぞれに規定される地域ごとに重ね合わせることで、市内を第1種から第5種の規制地域に分けて、それぞれの地域区分に応じた基準を定める。

第3号議案については、市条例規則別表第4、別表第5及び流山市広告物条例ルールブック（案）を用い、特定屋内広告物を表示するための基準について、事務局より説明を行う。

特定屋内広告物に関する基準は、屋外広告物等と概ね同じ基準としているが、総表示面積については、別途規定した。

総表示面積については、実際に表示されている特定屋内広告物の中で優良な事例の総表示面積、及び実態調査を行い経済活動の支障とならないであろうと考えられる程度を規制の値とした。

具体的には、景観計画における重点区域に該当する、第1種、第3種、第4種規制地域では、窓等の開口部の面積の、10分の2以下とし、第2種、第5種規制地域では、窓等の開口部の面積の10分の4以下とした。

【質疑応答】

山中委員

県条例と景観計画を一本化した時に齟齬が生じることはなかったのか。

都市計画課

県条例と景観計画の数値基準が異なる部分については、厳しい基準を採用したので、齟齬が生じて判断に迷うようなところはなかった。

海老原委員

営利を目的としない、自動車や恐竜などのオブジェは広告物等に該当するのか。

都市計画課

営利を目的とするか否かによって、広告物か否かを判断しない。視覚的に意思表示をするものであれば広告物等に該当する。個人のお宅の表札であっても、定義上屋外広告物に該当する。

間宮委員

立体的な屋外広告物の表示面積はどのように算出するのか。

都市計画課

立体的な屋外広告物の表示面積の算出の仕方については、今後課内で議論が必要だと考えている。現段階では立体物の表面積ではなく水平投影面積を表示面積とすることになると考えている。

都市計画課

様々な形状の立体物があり得るので、立体物の表面積を表示面積とするのは運用上難しいので、水平投影面積を表示面積とする方がよいと考える。

山中委員

表示面積については、建築物の各立面方向の投影面積で捉えるべきであると考えている。また、一表示面積は、立体物を水平投影したときの最大面積を取るように、厳しいほうに取ればよいのではないかと考える。

横内会長

特定屋内広告物の施行が、流山市広告物条例（以下「市条例」）の施行の1年後である理由は？

都市計画課

庁内合意形成の過程で、市条例制定から市条例施行までの約半年間では、周知期間として不十分である判断したため。

第4号議案、第5号議案、第6号議案

第4号議案「高速自動車国道の区域、道路のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域について」

第5号議案「道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然景観を害するおそれがあると認めて指定する区域について」

第6号議案「その他市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所について」

第4号議案、第5号議案、第6号議案は、関連があるため、一括して説明を行った。

【概要】

第4号議案の指定する区域は、「主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路面」とする。

規定の理由は、景観重点区域である新川耕地地区を縦断する主要地方道松戸野田線路面を指定し、良好な景観形成及び風致の維持を図るものである。

第5号議案の指定する区域は、「高速自動車国道常磐自動車道の流山市内の区間、及び主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路端から500メートル以内の展望できる区域」とする。

規定の理由は、新川耕地の良好な景観形成及び風致の維持を図るものである。

第6号議案の指定する地域、区域又は場所は、「松ヶ丘緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域」とする。

規定の理由としては、松ヶ丘特別緑地保全地区は、市内唯一の特別緑地保全地区であり、良好な景観形成及び風致の維持を図る必要があるからである。

【質疑応答】

山中委員

規制地域について、市長による指定によって規制地域が厳しい方向に変わることについて、その周辺住民の皆さんにとって何か問題が起きることはないか。

都市計画課

市民の方への影響はほとんどないと考えている。ただ、広告業者から規制地域の設定根拠がわからない、といった問い合わせが来る可能性はあると考えている。

山中委員

流山インターチェンジの入口あたりなど、問い合わせが来る可能性が高いエリアなので、十分周知を図ってほしい。

都市計画課

このエリアに現段階で違法看板が立っているところもあるため、直接話をする機会を設けることができたらと考えている。

第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案

第7号議案「道路の石垣及び擁壁並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて」

第8号議案「信号機、道路標識及び道路の防護柵並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて」

第9号議案「電柱、街灯その他これらに類するもので市長が指定するものについて」

第10号議案「煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで市長が指定するものについて」

第7号議案から第10号議案は、関連があるため、一括して説明を行った。

【概要】

第7号議案で指定するものは、なしである。

第8号議案で指定するものは、以下の4点とする。

1. 道路情報管理施設
2. 車両の運転者の視線を誘導するための施設

3. 他の車両や歩行者を確認するための鏡

4. 国、公共団体が設置する公共施設への案内板

規定の理由は、これらの施設に、屋外広告物等が表示、掲出されると、これらの施設やその周囲に設置される交通信号機や道路標識が、視認しにくくなること、屋外広告物等に目を引かれ、見落とすおそれがあること、屋外広告物等と見間違いを起こすおそれがあることから、自動車を運転する者の交通安全上の障害となることから、公衆への危害防止する目的のため、禁止物件として指定する。

第9号議案で指定するものは、「交通信号機及び道路標識を添架してある電柱、電話柱及び街灯柱」とする。

規定の理由は、第8号議案と同様に、公衆への危害防止する目的のため、禁止物件として指定する。

第10号議案で指定するものは、なしである。

なお、この規定と同様の規定が、千葉県屋外広告物条例及びその施行規則で定められている。

【質疑応答】

坂委員

第7号議案で特に指定なしとしている理由は何か。

都市計画課

条例で既に石垣及び道路の擁壁は禁止物件に指定されている。それに似たようなもので、追加で禁止したいものがないため、指定しない。

第11号議案

第11号議案「規則で定める適用除外となる屋外広告物等について」

【概要】

条例の中で定めきれない細かな屋外広告物等について、規則で定めるものである。

規則で定めようとする適用除外となる屋外広告物等は、以下のとおり。

1. 自治会や町内会等の掲示板や案内図板に表示、掲出する屋外広告物等
2. 貨物自動車、貨物鉄道に表示される運送する対象物の商標や商品名等の屋外広告物等

3. 自動車や鉄道に表示される絵画等の営利を目的としない屋外広告物等

規定の理由は、社会生活上必要な最低限の屋外広告物等については、掲出目的、表示面積などの一定の基準に適合する場合に限って、条例の規制の対象から除外するものである。

なお、この規定と同様の規定が、千葉県屋外広告物条例及びその施行規則で定められている。

【質疑応答】

横内会長

幼稚園のバスに幼稚園の名前を表示した場合、屋外広告物に該当するののか。

都市計画課

該当する。車体を利用した広告物であるから、許可を得て表示するか、適用除外の対象となる表示内容や大きさであれば適用除外を受けられる。

例えば個人の自動車にアイドルの絵を貼る場合は、営利目的ではないので適用除外となる。

海老原委員

車両の上に立体物を載せている場合はどのように扱うののか？

都市計画課

営利目的でないものは規制対象と考える。営利目的の場合の取扱いについては今後検討していく。

間宮委員

福祉施設や幼稚園のバスで、目的が営利というよりも利用者によく見えるように視認性を優先したものはどのように扱うののか。

都市計画課

自己の氏名、名称等を鉄道車両及び自動車に表示する場合に該当すれば、一面当たりの表示面積10㎡以下かつ総表示面積15㎡以下であれば適用除外の対象として扱う。この基準は県条例の時と同じであり、これまでも運用上特に問題なかったと聞いている。

山中委員

個別基準において、数値基準が表示面積10㎡以下かつ総表示面積15㎡以下しかない。つまり、これらが守られていれば、色は自由という

こと。それで問題は起きないのか。

都市計画課

車体利用広告物の許可の申請はこれまで一度も受けていない。また、景観計画の中で、車体利用広告物に関する問い合わせ等は個人の記憶ではないので、問題は起きないと考える。

横内会長

車体利用広告物が景観上問題になる時は、市民からの声上がる時ではないか。

山中委員

今の段階ではこの通り進め、運用上支障があれば基準を検討してはどうか。

間宮委員

移動式のキッチンカーの広告物はどのように扱うのか。

都市計画課

これも適用除外の範囲で表示するのであれば問題ない。

第12号議案

第12号議案「届出が必要となる特定屋内広告物の規模について」

【概要】

届出が必要となる特定屋内広告物の規模として、1壁面当たりの総表示面積を3㎡とする。

規定の理由は、特定屋内広告物を多数表示するであろう物販店舗の中でも、比較的件数の多いコンビニエンスストアを想定している。

一般的なコンビニエンスストアの最大の開口部1面で、概ね30㎡である。規制の厳しい第1種、第3種、第4種規制地域では、総表示面積として開口部の10分の2以下と定めようとしていることから、最大で約6㎡まで表示することが可能となる。

最大の表示可能な面積の半分以上、特定屋内広告物を表示しようとする場合には、届出の対象とし、3㎡という規模を設定した。

【質疑応答】

間宮委員

例えばコンビニエンスストアにおいて、季節に応じた商品やサービス

を宣伝するためのポスターを窓の内側に貼る場合で、かつそれが届出を要する大きさである場合、ポスターの表示内容が変わるたびに届出をしなければならないのか。

都市計画課

短期間で表示内容が変わるものであっても、10日～2週間程度継続して表示するものであれば届出は必要である。ただ、例えば2週間サイクルの表示内容がパターンとしてあらかじめわかっているのであれば、事前協議において先々の表示内容を一括して審査するなど、できる限り柔軟に対応していきたいと考えている。

間宮委員

建物の立面を見た時に、屋外広告物と特定屋内広告物が一緒に見えることになると思うが、屋外広告物は屋外広告物の基準、特定屋内広告物は特定屋内広告物の基準という形で、はっきり分けるということか。

都市計画課

はい。屋外広告物については、すべての種別を包括した総表示面積がある。その算定の中に特定屋内広告物の表示面積は含まれない。

山中委員

屋内についてはあまり目くじらを立て過ぎない方がいいのではないか。賑わいを創出するなど良い点もある。厳しくしすぎると面白くない街になる恐れがある。

田中委員

特定屋内広告物を扱っている京都市よりも厳しい数値基準となっているが、問題ないのか。

都市計画課

現段階で特定屋内広告物を扱っている自治体がほとんどないため、特定屋内広告物の基準を設けている時点で厳しいということにはなる。

特定屋内広告物の総表示面積の数値基準については、実際に表示されている特定屋内広告物の中で優良な事例について実態調査を行った上で、経済活動に支障がないと判断した。

坂委員

屋内に雑誌を陳列し、雑誌の表紙を屋内から屋外に向けて表示しているものは、特定屋内広告物に該当するのか。

都市計画課

雑誌そのものは商品であるため、特定屋内広告物に該当しない。例えば、「雑誌販売中」と書かれたポスターを窓の内側から外側に向けて表示する場合は、特定屋内広告物に該当する。

第13号議案

第13号議案「屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者について」

【概要】

規則で定める屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者を、次のとおりとする。

1. 一級建築士
2. 特種電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る。）

建築士法に規定する一級建築士は、あらゆる建築物及び工作物に関する幅広い知識を有していることから、またネオン工事に係る特種電気工事資格者は、電気工事士の中でも扱いの難しいネオン管を用いた電気設備を扱うことができる知識や経験を有していることから、大規模な屋外広告物等の管理に必要な知識を有する者としてとした。

なお、この規定と同様の規定が、千葉県屋外広告物条例及びその施行規則で定められている。

【質疑応答】

横内会長

大規模な屋外広告物等とは、どれくらいの大きさか。

都市計画課

高さ4m以上又は1面当たりの表示面積が10㎡以上である。

横内会長

屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有するものとして、二級建築士ではだめか。

都市計画課

はい、そのとおりである。

海老原委員

屋外広告士はどうか。

都市計画課

市条例第18条第2項により、大規模な屋外広告物等を管理を行わせる者として、屋外広告士も含まれる。

審議について

横内会長

それでは意審議会として、第1号議案から第13号議案に対するの答申をまとめたいと思います。「原案に賛成」と答申したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

都市計画課課長補佐 駒木根

次回の流山市広告物審議会については、2019年の4月又は5月頃に特例の許可に関する方針について、開催予定である。

—以上—